

令和元年

三重県議会定例会会議録

(10 月 18 日)
(第 15 号)

第
15
号

10
月
18
日

令和元年

三重県議会定例会会議録

第 15 号

○令和元年10月18日（金曜日）

議事日程（第15号）

令和元年10月18日（金）午前10時開議

- 第 1 議案第25号から議案第41号まで
〔委員長報告、討論、採決〕
- 第 2 認定第 1 号から認定第 4 号まで
〔委員長報告、討論、採決〕
- 第 3 請願の件
〔討論、採決〕
- 第 4 意見書案第 2 号から意見書案第 8 号まで
〔採決〕
- 第 5 常任委員会の調査事項に関する報告の件
- 第 6 議案第42号
〔提案説明、採決〕
- 第 7 認定第 5 号から認定第17号まで
〔提案説明、委員会付託〕

会 議 に 付 し た 事 件

- 日程第 1 議案第25号から議案第41号まで
- 日程第 2 認定第 1 号から認定第 4 号まで
- 日程第 3 請願の件
- 日程第 4 意見書案第 2 号から意見書案第 8 号まで

日程第5 常任委員会の調査事項に関する報告の件

日程第6 議案第42号

日程第7 認定第5号から認定第17号まで

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 51名

1	番	川	口	円
2	番	喜	田	健 児
3	番	中	瀬	信 之
4	番	平	畑	武
5	番	石	垣	智 矢
6	番	小	林	貴 虎
7	番	山	本	佐知子
8	番	山	崎	博
9	番	中	瀬古	初 美
10	番	廣		耕太郎
11	番	下	野	幸 助
12	番	田	中	智 也
13	番	藤	根	正 典
14	番	小	島	智 子
15	番	木	津	直 樹
16	番	田	中	祐 治
17	番	野	口	正
18	番	倉	本	崇 弘
19	番	野	村	保 夫
20	番	山	内	道 明
21	番	山	本	里 香
22	番	稲	森	稔 尚

23	番	濱	井	初	男
24	番	森	野	真	治
25	番	津	村		衛
26	番	杉	本	熊	野
27	番	藤	田	宜	三
28	番	稻	垣	昭	義
29	番	石	田	成	生
30	番	小	林	正	人
31	番	服	部	富	男
32	番	谷	川	孝	栄
33	番	東			豊
34	番	長	田	隆	尚
35	番	奥	野	英	介
36	番	村	林		聡
37	番	今	井	智	広
38	番	北	川	裕	之
39	番	日	沖	正	信
40	番	舟	橋	裕	幸
41	番	三	谷	哲	央
43	番	中	村	進	一
44	番	津	田	健	児
45	番	中	嶋	年	規
46	番	青	木	謙	順
47	番	中	森	博	文
48	番	前	野	和	美
49	番	舘		直	人
50	番	山	本	教	和
51	番	西	場	信	行

52 番
(42 番)

中 川 正 美
欠 番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	湯 浅 真 子
書 記 (事務局次長)	畑 中 一 宝
書 記 (議事課長)	西 塔 裕 行
書 記 (企画法務課長)	枘 屋 武
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	平 井 靖 士
書 記 (議事課主幹)	松 本 昇
書 記 (議事課主幹)	黒 川 恭 子

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
副 知 事	渡 邊 信一郎
副 知 事	稲 垣 清 文
危機管理統括監	服 部 浩
防災対策部長	日 沖 正 人
戦略企画部長	福 永 和 伸
総 務 部 長	紀 平 勉
医療保健部長	福 井 敏 人
子ども・福祉部長	大 橋 範 秀
環境生活部長	井戸畑 真 之
地域連携部長	大 西 宏 弥
農林水産部長	前 田 茂 樹
雇用経済部長	村 上 亘
県土整備部長	渡 辺 克 己
環境生活部廃棄物対策局長	中 川 和 也

地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長	辻	日出夫
地域連携部南部地域活性化局長	伊藤	久美子
雇用経済部観光局長	河口	瑞子
企業庁長	山神	秀次
病院事業庁長	加藤	和浩
会計管理者兼出納局長	荒木	敏之

教 育 長	廣田	恵子
-------	----	----

公安委員会委員	川端	郁子
警察本部長	岡	素彦

代表監査委員	山口	和夫
監査委員事務局長	水島	徹

人事委員会委員	降旗	道男
人事委員会事務局長	山口	武美

選挙管理委員会委員	野田	恵子
-----------	----	----

労働委員会事務局長	山岡	哲也
-----------	----	----

午前10時0分開議

開 議

○議長（中嶋年規） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（中嶋年規） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

付託議案の審査報告書並びに請願審査結果報告書が所管の常任委員長から提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、意見書案第2号から意見書案第8号までが提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、議案第42号、認定第5号から認定第17号まで並びに報告第60号から報告第62号までは、さきに配付いたしました。

なお、認定議案につきましては地方自治法第233条に定める書類及び監査委員の審査意見がつけられております。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条に定める監査委員の審査意見書が提出されましたので、さきに配付いたしました。

以上で報告を終わります。

環境生活農林水産常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
27	三重県卸売市場条例案
35	三重県立自然公園条例の一部を改正する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和元年10月9日

三重県議会議長 中嶋 年規 様

環境生活農林水産常任委員長 谷川 孝栄

医療保健子ども福祉病院常任委員会審査報告書

議案番号	件名
33	三重県民生委員定数条例の一部を改正する条例案
34	三重県心身障害者扶養共済条例の一部を改正する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和元年10月10日

三重県議会議長 中嶋 年規 様

医療保健子ども福祉病院常任委員長 中瀬古 初美

防災県土整備企業常任委員会審査報告書

議案番号	件名
29	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案
36	三重県建築基準条例の一部を改正する条例案
37	工事請負契約について（一般国道167号（磯部BP）道路改良（恵利原五知トンネル（仮称））工事）

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和元年10月10日

三重県議会議長 中嶋 年規 様

防災県土整備企業常任委員長 木津 直樹

教育警察常任委員会審査報告書

議案番号	件名
28	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例案
38	訴えの提起（和解を含む。）について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和元年10月7日

三重県議会議長 中嶋 年規 様

教育警察常任委員長 田中 智也

総務地域連携常任委員会審査報告書

議案番号	件名
30	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和元年10月10日

三重県議会議長 中嶋 年規 様

総務地域連携常任委員長 廣 耕太郎

予算決算常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
25	令和元年度三重県一般会計補正予算（第4号）
26	語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例案
31	三重県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案
32	三重県手数料条例の一部を改正する条例案
39	平成30年度三重県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
40	平成30年度三重県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
41	三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案

認定番号	件 名
1	平成30年度三重県水道事業決算
2	平成30年度三重県工業用水道事業決算
3	平成30年度三重県電気事業決算
4	平成30年度三重県病院事業決算

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決又は認定すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和元年10月16日

三重県議会議長 中嶋 年規 様

予算決算常任委員長 小林 正人

請願審査結果報告書

(新 規 分)

教育警察常任委員会関係

受理番号	件 名	提 出 者	紹 介 議 員	審査結果
請 2	義務教育費国庫負担制度の充実を求めることについて	津市一身田上津部田1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 松山 安利 ほか3名	川 口 円 中 瀬 信之 中瀬古 初美 小 島 智子 山 本 里香 稲 森 尚三 藤 田 稔	採択
請 3	教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求めることについて	津市一身田上津部田1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 松山 安利 ほか3名	川 口 円 中 瀬 信之 中瀬古 初美 小 島 智子 山 本 里香 稲 森 尚三 藤 田 稔	採択
請 4	子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求めることについて	津市一身田上津部田1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 松山 安利 ほか3名	川 口 円 中 瀬 信之 中瀬古 初美 小 島 智子 山 本 里香 稲 森 尚三 藤 田 稔	採択
請 5	防災対策の充実を求めることについて	津市一身田上津部田1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 松山 安利 ほか3名	川 口 円 中 瀬 信之 中瀬古 初美 小 島 智子 山 本 里香 稲 森 尚三 藤 田 稔	採択
請 6	2020年度に向けて30人学級とゆきとどいた教育を求めることについて	四日市市笹川1丁目52-16 30人学級実現とゆきとどいた教育を求める会 代表 吉野 啓子 ほか4,246名	山 本 里香 稲 森 尚	不採択

意見書案第2号

義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書案
上記提出する。

令和元年10月7日

提 出 者

教育警察常任委員長

田 中 智 也

義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書案

義務教育費国庫負担制度は、機会均等、水準確保及び無償制という義務教育の根幹を支えるためには国が必要な制度を整備するとの認識の下、教職員の確保及び適正配置のため、必要な財源を安定的に確保する意義を有するものである。

義務教育の成否は、教職員の確保、適正配置及び資質の向上並びに教育環境の整備に負うところが大きく、そのために必要な財源を安定的に確保することが不可欠である。

教材購入費、図書購入費及びICT環境整備費等が義務教育費国庫負担制度の対象外となり、一般財源で措置されていることは、都道府県間で学校における教育の情報化等の教育環境整備に係る格差が生じている一因となっている。このような都道府県間格差を解消し、義務教育の水準を安定的に確保するためには、一般財源ではなく、国庫負担金による財源の確保とその対象の拡大、更にはその増額が必要である。

地方の財政状況に影響されることのない確固とした義務教育費国庫負担制度によって、未来を担う子どもたちに豊かな学びを平等に保障することは、社会の基盤づくりに極めて重要である。

よって、本県議会は、国において、義務教育費国庫負担制度を更に充実されるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年 月 日

三重県議会議長 中嶋年規

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣財務大臣、総務大臣、
文部科学大臣

意見書案第3号

子どもたちの豊かな学びを保障するための教職員定数改善計画の
策定・実施と教育予算の拡充を求める意見書案

上記提出する。

令和元年10月7日

提出者

教育警察常任委員長

田中智也

子どもたちの豊かな学びを保障するための教職員定数改善計画
の策定・実施と教育予算の拡充を求める意見書案

子どもたちの豊かな学びを実現するためには、教職員定数の改善が、最も重要な環境整備の一つである。

しかしながら、本県を含む我が国の1クラス当たりの児童生徒数は、国際的な比較において高い水準にある。

教職員が心身共にゆとりを持って一人ひとりの子どもたちと向き合い、日々の教育活動に取り組むことは、子どもたちの豊かな学びを保障するための基盤となるものである。

また、我が国の教育機関に対する公財政支出は国際的に低い状況にあるが、山積する教育課題を解決し、子どもたちの豊かな学びを保障するためには、必要な予算を措置し、教育環境の整備を進めていくことが必要である。

よって、本県議会は、国において、子どもたちの豊かな学びを保障するための教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を行われるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年 月 日

三重県議会議長 中 嶋 年 規

(提 出 先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣

意見書案第4号

子どもの貧困対策の推進と就学及び修学支援に関する制度の拡充
を求める意見書案

上記提出する。

令和元年10月7日

提 出 者

教育警察常任委員長

田 中 智 也

子どもの貧困対策の推進と就学及び修学支援に関する制度の拡充
を求める意見書案

厚生労働省の平成28年国民生活基礎調査によると、「子どもの貧困率」は13.9%となり、およそ子ども7人に1人の割合で貧困状態にあると言える。

平成26年1月には、子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行され、また、政府は、同年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」を策定し、同大綱において、教育の支援について、「『学校』を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付けて総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図る。」という基本的な方針が示された。

学校をプラットフォームとした子どもの貧困対策を推進するに当たっては、教育相談などの機能を充実させる取組や、関係機関と連携して支援を行う取組などが今以上に進められていくことが求められている。

また、全ての意欲ある生徒が安心して教育を受けられるようにするためには就学及び修学支援に関する制度の充実が必要であり、平成29年度の給付型奨学金制度の創設や本年度の生活保護法の改正に伴う大学等進学者に対する進学準備給付金の創設、令和2年4月からの私立高校等に通う生徒の就学支援金の上限額の引上げなどの制度改革が行われているが、今後も制度の更なる拡充が求められるところである。

よって、本県議会は、全ての子どもの学びの機会を保障するため、国において、「子供の貧困対策に関する大綱」に基づく施策をより一層推進されるとともに、就学及び修学支援に関する制度を更に拡充されるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年 月 日

三重県議会議長 中 嶋 年 規

(提 出 先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、

内閣府特命担当大臣（少子化対策）、財務大臣、文部科学大臣

意見書案第5号

学校における防災対策の充実を求める意見書案
上記提出する。

令和元年10月7日

提 出 者

教育警察常任委員長

田 中 智 也

学校における防災対策の充実を求める意見書案

地震活動の長期評価を行っている政府の地震調査研究推進本部は、平成31年1月1日を算定基準日とする、今後30年以内におけるM8～M9クラスの南海トラフ巨大地震の発生確率を70%～80%としている。また、南海トラフ巨大地震が発生した場合、多くの避難者が発生することが想定されている。

学校施設は、児童生徒が学習する場であるにとどまらず、本県内の公立学校の多くが災害時における地域住民の避難所に指定されているなど、地域防災の観点からも非常に重要な役割を担っている。

しかしながら、避難所に指定された学校施設においては、避難者の生活を支えるトイレや自家発電設備の設置、飲料水の確保などが重要であるが、学校における防災関係施設・設備の設置率は都道府県によってばらつきがあり、本県においても十分とはいえず、更なる拡充が求められる。

また、現在、公立学校施設における校舎等の建物の耐震化は完了している一方、屋内運動場等の天井等の落下防止対策などは不十分な状況にあり、引き続き推進していく必要がある。

よって、本県議会は、国において、巨大地震等による災害を想定した学校における防災対策の充実に取り組まれるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年 月 日

三重県議会議長 中嶋年規

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、
内閣府特命担当大臣（防災）、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣

意見書案第6号

地方財政の充実及び強化を求める意見書案
上記提出する。

令和元年10月10日

提出者

川口 円
中瀬 信之
田中 智也
小島 智子
野村 保夫
山本 里香
稲森 稔尚
藤田 宜三

地方財政の充実及び強化を求める意見書案

子育て支援の充実と保育人材の確保、高齢化の進行に伴う医療・介護などの社会保障ニーズへの対応、地域交通対策など、地方公共団体は、その果たすべき役割が拡大する中で、人口減少対策を含む「地方版総合戦略」の実行、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題にも直面している。

しかしながら、地方公務員など公的サービスを担う人材が減少する中で、新たなニーズへの対応などが困難な状況となっている。こうした状況に対応するため、必要な人材の確保を進めるとともに、地方財政の確立を目指す必要がある。

政府の「経済財政運営と改革の基本方針2018」では、「(地方の)一般財源の総額について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とされ、令和元年度の地方財政計画でも、一般財源総額は約62兆7千億円(前年度比1.0%増)となり過去最高の水準となった。

他方で、一般財源総額の増加分も、幼児教育・保育の無償化などの国の政策に対応する財源を確保した結果であり、社会保障関係費をはじめとする地方の財政需要に対応するためには、更なる地方財政の充実・強化が求められる。

このため、令和2年度の政府予算及び地方財政計画の検討に当たっては、国民生活への影響を考慮しつつ、歳入・歳出を的確に見積り、社会保障をはじめとする公共サービスの提供を確保するための安定的な地方財政の確立を目指すことが必要である。

よって、本県議会は、国に対し、以下の事項の実現を強く求める。

記

- 1 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築並びに生活困窮者自立支援制度、介護保険制度及び国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応とそれを担う人材を確保するための社会保障関係費に係る予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。とりわけ、幼児教育・保育の無償化に伴う地方負担分の財源確保を確実に図ること。

- 3 地方交付税の算定における「トップランナー方式」については、一律の歳出削減が行われることのないよう、各地域の実情に配慮した慎重な対応を行うとともに、その実施状況等を踏まえ、必要に応じ、縮小や廃止を含めた検討を行うこと。
- 4 「まち・ひと・しごと創生事業費」について、令和元年度の地方財政計画では1兆円が確保されているが、令和2年度においても引き続き同規模の財源確保を図ること。
- 5 令和2年度から実施される会計年度任用職員制度について、会計年度任用職員の処遇改善のための財源確保を図ること。
- 6 森林環境譲与税の譲与基準について、地方六団体と協議を進め、林業に係る財政需要の大きい地方公共団体への譲与額が増大するよう、見直しを進めること。
- 7 地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税及び消費税を対象に地方公共団体への税源移譲を行うなどの抜本的な解決策について地方六団体と協議を進めること。また、各種税目について、廃止や減税を検討する際には、地方公共団体の財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じないよう対応を図ること。
- 8 令和元年度の地方財政計画でも約4兆4千億円の財源不足があったことから、地方交付税の法定率を引き上げ、臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 中 嶋 年 規

(提 出 先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、
内閣府特命担当大臣（地方創生）、総務大臣、財務大臣

意見書案第7号

国土強靱化対策の強化を求める意見書案
上記提出する。

令和元年10月10日

提 出 者

川 口 円
中 瀬 信 之
小 林 貴 虎
山 本 佐知子
田 中 智 也
小 島 智 子
倉 本 崇 弘
野 村 保 夫
山 内 道 明
山 本 里 香
稲 森 稔 尚
藤 田 宜 三
石 田 成 生

国土強靱化対策の強化を求める意見書案

近年の豪雨、高潮、暴風・波浪、地震、豪雪など、気候変動の影響等による気象の急激な変化や自然災害の頻発化・激甚化に我が国はさらされている。このような自然災害に事前から備え、国民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化は、一層重要性が増しており、喫緊の課題となっている。

こうした状況を受け、国においては、防災のための重要インフラ等の機能維持や、国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持の観点から、特に緊

急に実施すべきハード・ソフト対策として、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が取りまとめられた。

これらの対策の目標を確実に達成するためには、十分な予算を確保する必要がある。また、防災・減災、国土強靱化については、3か年緊急対策後も継続して取り組むべき事項であるとともに、更なる対策の強化も求められる。

よって、本県議会は、国において、あらゆる災害の未然防止と発生後の迅速な対応に向け、地方創生の取組とも連携した国土強靱化対策のより一層の推進を図られるよう、下記事項に特段の措置を講じることを強く要望する。

記

- 1 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を推進するため、国や県が行う対策に必要な予算の総額確保を図ること。
- 2 3か年緊急対策後も、継続して国土強靱化対策を推進すること。また、災害復旧・災害関連予算の確保や補助対象の拡大を図るとともに、国土強靱化のための財源を安定的に確保するための措置を講ずること。
- 3 長寿命化計画に基づく戦略的な現有ストックの修繕や更新等の老朽化対策が確実に進められるよう、新たな財源を創設するとともに、長期安定的に必要な予算を確保すること。
- 4 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、国の地方支分部局、とりわけ地方整備局及び河川国道事務所・出張所の人員体制の維持・充実を図ること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 中 嶋 年 規

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣、

意見書案第8号

豚コレラ対策の更なる強化を求める意見書案

上記提出する。

令和元年10月16日

提 出 者

川 口 円

中 瀬 信 之

小 林 貴 虎

山 本 佐知子

田 中 智 也

小 島 智 子

倉 本 崇 弘

野 村 保 夫

山 内 道 明

山 本 里 香

稲 森 稔 尚

藤 田 宜 三

石 田 成 生

豚コレラ対策の更なる強化を求める意見書案

平成30年9月、岐阜県の養豚場において、我が国では26年ぶりとなる豚コレラの発生が確認された。その後、1年あまりの間に、本県を含む複数の府県においても発生が確認されており、その範囲は関東地方にまで拡大している。また、豚コレラウイルスを媒介するとされる野生イノシシについても、感染が確認された地域は拡大の一途をたどっている。

豚肉に関する産業は、養豚、と畜、流通、資材など裾野が広く、豚コレラ発生に伴う飼養頭数の減少等は、国民の食生活に不可欠な豚肉の自給力を減退させるだけでなく、関連産業も含めた多くの経済主体に甚大な影響をもたらすことが懸念される。

こうした事態を避けるためには、迅速かつ的確に飼養豚へのワクチン接種を行い、豚コレラの感染拡大の防止を図ることが重要である。また、飼養豚へのワクチン接種に際しては、風評被害等によりワクチンを接種した豚の流通に支障が生じないようにすることが求められる。

さらに、豚コレラの発生による養豚農家等が受ける被害は深刻であり、その支援のより一層の充実を図っていく必要がある。

よって、本県議会は、豚コレラ対策の更なる強化を図るため、国において、下記の事項について措置を講ずるよう強く求める。

記

- 1 都道府県における飼養豚へのワクチン接種が迅速かつ的確に実施されるよう、獣医師及び接種に係る資機材の確保など、必要な支援を行うこと。
- 2 ワクチンを接種した豚の流通に支障が生じないよう、取引価格の下落や風評被害の防止など、ワクチンを接種した豚の流通が円滑に図られるための対策を講ずること。
- 3 被害を受けた養豚農家等の経営及び生活再建等への支援を拡充すること。
- 4 飼養豚へのワクチン接種や被害を受けた養豚農家等への支援を実施するに当たって、地方公共団体の財政負担が最小限に抑えられるよう、特別交付税措置などの必要な財政措置を講ずること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 中 嶋 年 規

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣

提出議案件名

- 議案第42号 土地利用審査会委員の選任につき同意を得るについて
- 認定第5号 平成30年度三重県一般会計歳入歳出決算
- 認定第6号 平成30年度三重県債管理特別会計歳入歳出決算
- 認定第7号 平成30年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計歳入歳出決算
- 認定第8号 平成30年度三重県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第9号 平成30年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第10号 平成30年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第11号 平成30年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計歳入歳出決算
- 認定第12号 平成30年度三重県地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第13号 平成30年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第14号 平成30年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第15号 平成30年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計歳入歳出決算
- 認定第16号 平成30年度三重県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第17号 平成30年度三重県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算
-

委員長報告

○議長（中嶋年規） 日程第1、議案第25号から議案第41号までを一括して議

題といたします。

本件に関し、所管の常任委員長から順次、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。谷川孝栄環境生活農林水産常任委員長。

〔谷川孝栄環境生活農林水産常任委員長登壇〕

○環境生活農林水産常任委員長（谷川孝栄） 御報告申し上げます。

環境生活農林水産常任委員会に審査を付託されました議案第27号三重県卸売市場条例案外1件につきましては、去る10月9日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会で特に議論のありました事項について申し述べます。

三重県環境基本計画中間案についてであります。

本計画は三重県環境基本条例に基づき、三重県の環境保全に関する目標や施策の方向を示すマスタープランに位置づけられています。

近年、環境を取り巻く状況が大きく変化していること等に鑑み、SDGsの考え方も取り入れ、改定の準備が進められているところですが、委員会で示された中間案は注釈がつけられてはいるものの、専門用語や片仮名用語が多く使用されています。

県当局におかれましては最終案を検討するに当たり、県民の皆さんをはじめ多様な主体の方々から共感が得られ様々な取組に参画していただけるよう、よりわかりやすい表現に努められることを要望いたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中嶋年規） 中瀬古初美医療保健子ども福祉病院常任委員長。

〔中瀬古初美医療保健子ども福祉病院常任委員長登壇〕

○医療保健子ども福祉病院常任委員長（中瀬古初美） 御報告申し上げます。

医療保健子ども福祉病院常任委員会に審査を付託されました議案第33号三重県民生委員定数条例の一部を改正する条例案外1件につきましては、去る10月10日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしまし

た結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会ですべて議論のありました事項について申し述べます。

子どもを虐待から守る条例の改正についてであります。

全国各地で深刻な児童虐待事案が発生しており、県内においても児童虐待相談対応件数が年々増加し続け、先日も虐待によって子どもが被害を受ける事案が発生する等、児童虐待への対応強化が急務となっています。

県では児童虐待相談対応件数が特に多い北勢地域に新たに鈴鹿児童相談所を開設する等、様々な取組を進めているところではありますが、虐待を受けていると気づかない子どもへの虐待予防教育の促進や、虐待の未然防止、早期発見、早期対応に向けた取組、一時保護後の在宅支援への対応等、各段階で求められる対策をさらに進める必要があります。

県当局におかれては、子どもを虐待から守る条例の改正に当たり、虐待を生み出さない、虐待を見逃さない、虐待を繰り返させないという視点も十分に盛り込み実効性のあるものとなるよう要望します。

次に、三重県地域福祉支援計画の策定についてであります。

計画の基本理念に、みんな広く包み込む地域社会三重を掲げ、地域社会が抱える多種多様な課題解決に向けて包括的な支援体制づくりを進めることは、地域共生社会を実現させるための大きな一歩であります。

県当局におかれては計画策定に当たり、ひきこもりなど生きづらさを抱えている人や地域の中で様々な問題や課題を抱えている人が置かれている現状を十分に把握するとともに、地域での支え合いの体制を着実に構築するため、県の取組姿勢を地域社会や市町長、関係団体等に対してしっかりと示すよう要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中嶋年規） 木津直樹防災県土整備企業常任委員長。

〔木津直樹防災県土整備企業常任委員長登壇〕

○防災県土整備企業常任委員長（木津直樹） 御報告申し上げます。

防災県土整備企業常任委員会に審査を付託されました議案第29号三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案外2件につきましては、去る10月10日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、議案第29号及び議案第36号につきましては全会一致をもって原案を可決、議案第37号につきましては賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中嶋年規） 田中智也教育警察常任委員長。

〔田中智也教育警察常任委員長登壇〕

○教育警察常任委員長（田中智也） 御報告申し上げます。

教育警察常任委員会に審査を付託されました議案第28号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案外1件につきましては、去る10月7日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会で特に議論のありました事項について申し述べます。

次期三重県教育ビジョン（仮称）中間案についてであります。

県当局におかれては、現行計画の計画期間が今年度で終了することから、令和2年度からの次期計画を策定することとしています。

また、本計画は三重の教育の基本的な方針や教育施策について示す三重県教育施策大綱を踏まえた計画として位置づけられています。

については本計画の教育ビジョンの策定の趣旨には、誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するためと記載されていますが、その趣旨が計画全体を通じて各種の施策に的確に反映され、様々な取組を推進されることを要望いたします。

次に、交通事故の抑止対策に係る関係機関と連携した緊急安全点検の実施についてであります。

この緊急安全点検は、令和元年5月に滋賀県大津市の交差点で車2台が衝突し、そのはずみで保育園児2人が死亡した事故などを受けて、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路等について、道路管理者、警察等が連携、協力して緊急的な安全点検を本年9月末までに実施したものであります。

県当局におかれましては、安全点検結果を踏まえ、道路管理者等の関係機関と連携し、速やかに必要な安全対策を実施されることを要望いたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中嶋年規） 廣 耕太郎総務地域連携常任委員長。

〔廣 耕太郎総務地域連携常任委員長登壇〕

○総務地域連携常任委員長（廣 耕太郎） 御報告申し上げます。

総務地域連携常任委員会に審査を付託されました議案第30号地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、去る10月10日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中嶋年規） 小林正人予算決算常任委員長。

〔小林正人予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（小林正人） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました議案第25号令和元年度三重県一般会計補正予算（第4号）外6件につきましては、去る10月7日から10日に該当の分科会で詳細な審査を行った後、10月16日に本委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査をいたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

次に、所管事項の調査において本委員会ですべてに議論のありました主な事項

について御報告申し上げます。

南部地域活性化基金の成果の検証及び見直しについてであります。

県では南部地域の活性化を図るための事業に要する経費の財源に充てるため、平成24年度に南部地域活性化基金を創設し、8年間で約1億4000万円の基金を活用し、南部地域の市町が連携して実施する81事業に対し支援を行ってきました。

今回、事業の成果を検証するとともに市町や有識者の意見を踏まえた見直しについて、2点提案がありました。

1点目は連携要件の緩和についてであります。

これについては連携という基本的な考え方のもと、南部地域の市町が民間企業や他地域の自治体等と連携することで、地域内への経済効果の波及や地域内の連携につながるものであると判断いたしました。

2点目は生活サービスの提供を支援対象に追加するというものです。

これについては限られた財源を有効に活用するため対象を絞るなど、慎重な対応が必要であると判断いたしました。これまで8年間の基金事業により一部成果が出ているものの、今、なお南部地域の人口減少、少子・高齢化の進行は他地域に比べ厳しい状況にあり、南部地域の活性化のためには長期的な視点で根気強く取組を続ける必要があると考えます。

県当局におかれましては、南部地域が直面する状況、基金や取組の意義を南部地域以外の方々が理解し、県全体で連携や交流が広がるよう努めるとともに、事業効果の検証をしっかりと行い、若者の定住促進、働く場の確保など、南部地域の活性化に向けて、より効果的に事業を推進されることを要望いたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中嶋年規） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑の通告は受けておりません。

討

論

○議長（中嶋年規） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。21番 山本里香議員。

〔21番 山本里香議員登壇〕

○21番（山本里香） 日本共産党の山本里香です。本日、採決に提案されております18の議案のうち、三つの議案に理由を述べて反対いたします。

議案第27号三重県卸売市場条例案は全部改正ということで、市場関係者からはこれまで新鮮で安全な生鮮食料品の生産、流通、消費を支えてきた日本の卸売市場制度そのものの撤廃に等しい、生産者、消費者重視だった生鮮食品の流通の仕組みが破壊され、大資本による流通の支配がさらに進む可能性があるとも言われる内容の卸売市場法の改正から来ています。

卸売市場法の改正は2016年10月規制改革推進会議による、企業が自由に業務を行えるように時代遅れの規制は廃止するという提言を受け、財界の要求に沿い、安倍政権下での官邸主導の亡国農政が2018年6月参議院で自民、公明、維新などの各党の賛成多数で成立いたしました。日本共産党、国民民主党、立憲民主党、希望の会などは反対いたしました。

県条例案では、これまで県として三重県全体の卸売市場の活性化や取引の適正化、流通の円滑化、県民生活の安定を図る整備計画を持っていたものをなくし、認可制であったものを認定制へと県の関与を弱めます。

方針は持ってやっていくとのことですが、それこそ県がこれまでやってきた大変な役割が否定されたこととなります。卸売業者への指導監督は現行では県の責務ですが、改正後は卸売市場の開設者となり自分で自分を監督する、なかなか難しい話です。

今の卸売市場の経営が大変になってきているというこのときに、さらに追い打ちをかけることにもなりかねません。三重の農業、漁業生産と、生産者所得、県民の食生活を支えてきた卸売市場の機能を支援することこそ必要です。

次に、議案第28号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利

用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正をする条例案です。

学び直し支援金の支給に関する業務、奨学給付金の支給に関する業務において保護者の利便性の向上の観点から個人番号、つまり、マイナンバーを利用できるようにするものです。マイナンバーの使用範囲の拡大です。

学び直し支援制度、高校生等奨学給付金制度自体に問題があるということはありません。

総務省はマイナンバーカードの普及を促進するため、消費税増税対策として自治体発行ポイントのマイナンバーカードへの付与を盛り込むなど躍起になっています。利便性と称していますが、住民票を何度も役所以外で取りたい人など少なく、カードの取得率は現在約13%にとどまっています。

今年に入ってから、ファイル転送サービス宅ふぁいる便において顧客情報約480万件が外部漏えいしたほか、トヨタ自動車株式会社の販売子会社やユニクロでの顧客情報の流出や、イオンカードの不正ログインによる総額約2200万円の不正利用など、マイナンバーの情報漏えい事案も年々増えており、個人情報保護が課題となっています。

マイナンバーの利用拡大のたびに利便性の向上と言われますが、障がい者や高齢者などデジタルを使いこなすことが困難な条件や環境にある人にとっては、従来の書面、窓口での対面による手続がなくなっていくことによる利便性後退の懸念は拭えません。行政で市民、県民とつながる窓口の縮小は、顔の見えない行政へと進んでいく心配があります。

このことなどを推進する、その中の一環が、今次提案されている条例改正につながっております。利用範囲の拡大ということについて、大きく問題だと反対をいたします。

議案第37号は一般国道167号道路改良恵利原五知トンネル（仮称）工事請負契約についてであります。

6月25日に開札した結果、前田・稲葉・磯部特定建設工事共同企業体を落札候補者としています。

防災県土整備企業常任委員会でも、この入札結果を受けて一定論議がありました。

これまでも入札金額が同額で大変疑問に感じたことがありますが、今回は16社中15社が全く同じ金額、62億2836万円となっています。残り1社が離れて高額66億6803万円になっております。

総合評価方式の点数で、価格以外の部分の評価点が並びの中で、上位2社が同点でくじ引きとなったものです。そして金額がかけ離れて高額だった1社は、くじ引き対象となった評価点上位同点2社と金額以外の評価点は同点です。金額以外の評価点は、7名の委員が合意してのものだというふうに説明がありました。不可解がつきまといまいます。

さらに、総合評価の説明の中で、WTO案件であるとの説明がありました。三重県一般競争入札実施要綱第9条にも記述が載っています。

WTOとは各国の自由な貿易を促進するためのルールづくり、加盟国の貿易障壁の削減、撤廃を目指して、貿易交渉の場を確保、貿易に関する国際紛争の解決手続の強化などに当たっています。

WTO契約とは平成8年1月1日に発効した政府調達に関する協定に係る契約と言われております。

この協定は国、都道府県、政令指定都市及び政府関係機関が調達する物品やサービス、建設工事を含む、のうち、一定金額以上のものの入札、契約手続について国内外企業を平等に取り扱うことを決めたものです。

22億9000万円以上の契約では外資も参入できると県ではなっております。もちろん県内業者に限らないということでもあります。

高額で規模の大きいものはどうしても県内業者のみではできない状況はありますが、審査の中でも分割して発注するなど、地元の仕事をつくるのが大事との意見も出てまいりました。

大きな工事でWTO案件になるとそれもできない、今、広く言えば貿易障壁撤廃の流れの中で、それを後押しする制度と考えます。

2018年度から適用するWTO政府調達協定の基準額は22億9000万円に2億

円ほど引き下げられました。

委員会では今年度入札について研究を深めますが、確信が持てず反対をいたします。

以上、3議案の反対討論といたします。議員の皆様の賛同をお呼びかけいたします。

よろしく願いいたします。

○議長（中嶋年規） 以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（中嶋年規） これより採決に入ります。

採決は2回に分け、起立により行います。

まず、議案第25号、議案第26号、議案第29号から議案第36号まで及び議案第38号から議案第41号までの14件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中嶋年規） 起立全員であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

次に、議案第27号、議案第28号及び議案第37号の3件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中嶋年規） 起立多数であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

委 員 長 報 告

○議長（中嶋年規） 日程第2、認定第1号から認定第4号までを一括して議

題といたします。

本件に関し予算決算常任委員長から、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。小林正人予算決算常任委員長。

〔小林正人予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（小林正人） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました認定第1号平成30年度三重県水道事業決算外3件につきましては、去る10月3日及び16日の2回にわたり委員会を、また、その間の10月10日には該当の分科会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査を行いました。

その結果、認定第4号については全会一致をもって、認定第1号から認定第3号までの3件は賛成多数をもって原案を認定すべきものと決定いたしました。

以下、認定した決算の内容と審査の過程において議論されました主な事項について申し述べます。

まず、水道事業及び工業用水道事業についてであります。

水道事業の平成30年度の経営収支は3億3991万円の黒字となっておりますが、前年度から6039万円の減となっております。

これは主に、給水量の減少に伴い給水収益が減少したことと、更新した設備等の撤去に伴う工事費及び除却損の増加等資産減耗費が増加したことなどによるものであります。

また、工業用水道事業では4億3192万円の黒字となっており、前年度から2048万円の増となっております。

これは主に、給水量の増加に伴い給水収益が増加したことによるものであります。

水道事業及び工業用水道事業は、県民の暮らしや企業活動を維持するためには欠くことのできないものであることから、引き続き、三重県企業庁経営計画、水道施設改良計画、工業用水道施設改良計画に基づき計画的な施設整備を進め、今後も安定的な経営により適切なサービスが提供されるよう要望

いたします。

次に、電気事業についてであります。

平成30年度の経営収支は6億7752万円の赤字となっており、前年度から2513万円悪化しております。

これは主に、固定資産を一般会計に管理がえしたことに伴い、帳簿価額の減額を特別損失に計上したこと等によるものであります。

RDF焼却・発電事業については、本年9月17日をもって発電所におけるRDF焼却・発電を終了したところですが、今後、焼却・発電施設の撤去等を経て、RDF焼却・発電事業が全て終了することになります。引き続き関係機関と十分な調整を行い、円滑な事業終了に向けた取組を進められるとともに、事業終了の際には関係部局間で連携をし、事業全体の総括を行うよう要望いたします。

最後に、病院事業についてであります。

平成30年度の経常収支及び総収支はいずれも7533万円の赤字となっており、前年度から1億545万円悪化しております。

これは主に、志摩病院の指定管理者負担金の減等による医業外収益の減少によるものです。

経常収支が赤字になるのは平成25年度以来5年ぶり、総収支が赤字になるのは平成26年度以来4年ぶりのことであり、三重県病院事業中期経営計画改定版における平成30年度の収支計画を約6151万円下回っております。

また、92億円余りに及ぶ多額の累積欠損金を抱えており、病院事業経営は依然として厳しい状況にあることから、各病院がそれぞれの役割、機能を十分に発揮し、経営の健全化に取り組まれるよう要望いたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中嶋年規） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑の通告は受けておりません。

討

論

○議長（中嶋年規） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。21番 山本里香議員。

〔21番 山本里香議員登壇〕

○21番（山本里香） 認定第1号、水道事業、認定第2号、工業用水道事業、認定第3号、電気事業の各会計決算認定に反対し、病院事業決算認定には賛成をいたします。

認定第1号の水道事業、第2号の工業用水道事業については、これまでの予算や決算の審査のたびに指摘をしまっていました。

広域で水道事業を行うという大規模な公共事業によって、過大な投資をし、使わない水まで市町に買い取らせ、県民は高い水道料金を支払っているところがあるという現実があります。

もとをたどれば長良川河口堰の三重県の水資源機構への20年にわたる負担金の支払い、借換債も含め平成29年度に終わってはいますが、それは30年度の経営自体にも継続して関係しているわけです。

県が支払った負担金は、総額は684億3200万円、総工費は約1500億円と言われています。威勢よく水需要の拡大を見込んでいましたが、産業構造の変化や各企業の節水の取組でもくろみは大きく崩れました。そのため、長く中勢地域まで導水し売りつけ、自治体は高い水道料金にはね返っています。

償還は終わったとはいえ多額の維持費、加えて自然環境破壊や漁業に与える影響など様々な角度から問題が今までも言われてまいりました。

三重県の水道事業について、年度末に内部留保金は107億円余りあります。工業用水道の内部留保金は約90億円となっています。

次期の市町との契約見直しの際には、市町との契約について県民負担を軽減する方向で見直してほしいとの要求が出ておりますが、審査の場所でもなかなか難しいようなお話でした。

次に、認定第3号の電気事業会計決算について申し上げます。

RDF焼却・発電事業がこの9月17日をもって終了し、今後、整理、処分

に当たります。

河口堰と同様、夢の事業とのふれ込みで県主導で促進したこの事業は、死亡者を出す大事故をもたらし、業者との裁判、また、参加市町を翻弄し続け、ここに至りました。

昨年度のごみ処理料は1トン当たり1万4145円となっていました。今では少なくない議員が検証をしっかりと、県政最大の失政だと発言されております。

検証については全てが終了した時点でなされるということですので、しっかりとしたものを期待しています。加えて参加市町との間で十分な論議を尽くし、終了に伴う市町への県支援を強く求めます。私どもはRDF焼却・発電事業については当初から未完成のもので、危険も伴うと反対をしてまいりました。行政当局の検証とともに、一緒になって突き進んできた議会における検証もするべきではないかと考えます。

以上、3認定議案について、強引な県の事業が平成30年度においても市町になお多大な負担をかけていたということをもって反対といたします。

議員の皆様のご賛同をお呼びかけいたします。（拍手）

○議長（中嶋年規） 以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（中嶋年規） これより採決に入ります。

採決は3回に分け、起立により行います。

まず、認定第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案を委員長の報告どおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中嶋年規） 起立全員であります。よって本案は委員長の報告どおり認定されました。

次に、認定第1号及び認定第2号の2件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも認定であります。本案をいずれも委員長の報告どおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中嶋年規） 起立多数であります。よって本案はいずれも委員長の報告どおり認定されました。

次に、認定第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案を委員長の報告どおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中嶋年規） 起立多数であります。よって本案は委員長の報告どおり認定されました。

請 願 の 審 議

○議長（中嶋年規） 日程第3、請願の件を議題といたします。

本件に関する教育警察常任委員会の審査の結果は、請願審査結果報告書のとおり、採択4件、不採択1件であります。

お諮りいたします。本件は議事進行上、委員長報告を省略いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中嶋年規） 御異議なしと認め、本件は委員長報告を省略することに決定いたしました。

討 論

○議長（中嶋年規） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。6番 小林貴虎議員。

〔6番 小林貴虎議員登壇・拍手〕

○6番（小林貴虎） 反対討論を行います。

まず、請願第2号義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願ですが、同

制度は都道府県、政令指定都市が負担する公立義務教育諸学校の教員の給与について、3分の1を国が負担するものと文部科学省の説明には書いてあります。教員の給与にかかわる制度です。

この請願は少なくとも平成16年から同様の趣旨で提出されており、平成21年から教材費が対象外になったという記述が始まり、平成24年以降必ず1985年に教材費が一般財源化されたという一文が入ります。

この教材費ですが、1985年の時点で130億円計上されています。

そのほか、児童手当、共済費、恩給費、退職手当、給与などが含まれており、総額で2兆4340億円計上されています。教材費は全体の0.5%です。この事実は、政策担当者会議で請願提出者も認識しており、確認をとっております。

文部科学省の説明を素直に理解すれば、義務教育費国庫負担制度の充実を求めるこの請願は、教員の給与に関する請願だと捉えるべきです。にもかかわらず、この請願書には充実を要求する根拠として1985年当時の全体のたった0.5%しかなかった教材費を取り上げて、ICT教育の環境整備、Wi-Fi環境の整備、プログラミング教育や外国語教育のためのコンピューターの配置が急務だと書かれています。給与関係の内容は一切出てまいりません。

教材費の充実を求めるのであれば、教材費の充実を求める請願を出すべきです。

国庫負担制度の充実を求めるのであれば、教員の処遇に関してその必要性を訴えるべきで、今の文面のままでは読む者に誤解を与えるではないかと考えております。この請願に署名された方々が正確に願意を把握しているのか、疑問を差し挟まざるを得ません。

また、教員の給与が一般財源化されたこととあわせて総額裁量制が導入されています。これは地方教育行政の自由度を増すために行われた改革で、ここ三重県でもこの一連の改革により多くの児童が受益者になっております。

平成20年に提出された請願書には、地方分権改革推進の中で義務教育国庫負担制度の存続が危ぶまれると書かれており、請願を提出した側も一連の改

革が地方の自由度を増すために行われていることは認識しているはずですが。

この改革を否定し、時計の針を逆戻りさせるということは、すなわち地方から教員配置の裁量を奪うことになると考えます。

以上、二つの理由によりこの請願に反対いたします。

次に、請願第3号教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願ですが、同様の意図を持つ請願書が少なくとも平成16年から今年まで毎年提出されています。

教員の定数を増やし、さらなる少人数化を求める内容です。

果たして少人数学級を進めることが、請願書に書いてある豊かな学びを保証するのでしょうか。

義務教育である小・中学校が何のために存在するのか、児童の確かな学力の定着であることは誰も異論がないでしょう。過去の学術研究や文部科学省も少人数学級が学力を向上させると明解に断定することができておりません。

先般の一般質問において、教育長は学級規模と学力の明確な関連性は見出せていないと発言しています。

効果があるかないか、検証できていない施策を推進するわけにはまいりません。ましてや予算の伴う決断です。学力向上の効果を主軸に考えれば、ほかにより効果が確かな事業に対して予算措置を行うべきです。あるいは学校事務、クラブ活動など足りていないと言われる人材に予算をつける方が有効ではないでしょうか。

先般お示ししたとおり、私が公開されているデータから学力と学級規模の関連性を調べたところ、学級規模が小さ過ぎると学力の定着に負の影響をもたらす可能性があるようだということが明らかになりました。加減も示さず目標とする学級規模を明示しないまま、ただ少人数化を進めようとする同請願は、もしかしたら学級規模を小さくし過ぎると、むしろ学力の定着に負の影響を及ぼすかもしれないという可能性に目をつぶったものだと考えます。

ぜひとも県教育委員会においては、豊富なデータを駆使し県独自の調査研究を行い、小規模学級が学力に好影響を及ぼすのかどうか、示していただき

たいと思います。

仮に肯定される事実が確認されれば、喜んで少人数学級の実現に賛同したいと思います。

しかしながら、現時点ではそのようなエビデンスが確認されておりませんし、請願書にも示されておりません。そのような状況で少人数学級の推進に賛同するわけにまいりません。

以上の理由から、この請願第3号に反対いたします。

あわせて、小規模学級化を求める請願第6号ですが、委員会で否決をされておりますので、委員会の判断に賛成の意を表明いたします。

また、同様の内容で意見書も出ておりますので、意見書案第2号及び第3号にも反対する予定です。

子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の充実を求める請願書及び防災対策の充実を求める請願書に関しては、総論としては否定はしませんが、例えば、子どもの貧困対策に関しては、平成30年度から令和元年度にかけての子ども貧困対策に関して、政府がつけた予算をリストアップするよう請願提出者に対して資料提供を求めました。

資料の中に含まれていた幼稚園就園奨励費補助は約半分に削られていました。しかし、これはこども園などへの制度移行が原因であると考え、除外いたしました。

残り13事業のうち減額されたのは1事業で、マイナス9000万円、13事業の予算合計は5654億6000万円、前年度比284億6000万円の増額です。政府は貧困対策に力を入れていると考えます。

また、防災対策の充実を求める請願書の中で、小・中学校11棟、県立学校39棟が天井などの落下防止対策が済んでいないと指摘をされていますが、これらのほとんどは対策済みです。

小・中学校は本年度2棟、来年度6棟分予算が確保されており、随時修繕が行われます。残り3棟に関しては、1棟は平成21年建築でまだ新しく、残り2棟はそれぞれ少し古いものの、いずれも平成23年に改修工事を行ってい

ます。その折につり天井の落下防止策がとられていなかったのが最後に回されはしましたが、これも令和3年度以降に対策する予定だと聞いております。県立学校の39棟に関しては、本年度内に全て完了する説明を受けております。

この二つの請願に対しては反対はしませんが、指摘する内容の正確性など修正すべきところが多々あるように思います。来年度また同様の請願が出されるのであれば、各単位PTA会長やPTA連合会会長ほか、関係者に署名を求める前に、もう少し実情を調査した上で請願書を作成されるよう強く希望いたします。

法政大学の小黒教授の指摘のとおり、公共サービスの世代間格差の存在は既に広く知られているところであり、政府の唱える全世代型社会保障とはこのギャップを埋めることを目的にしていると考えます。

今回、消費税の増税分を財源として幼児教育の無償化を行ったり、一部の高校の無償化も始まりました。既出のとおり、貧困対策に関連した教育補助のメニューも増えています。

これからも次世代への投資が増えていくと考えられますし、教育への投資は大いに賛同するところであります。

しかしながら、何でも理由をつけてただ予算をつければいいとは思いません。科学的な根拠に基づき、効果のある施策に対して予算をつけるべきだと考えます。

毎年毎年ルーチンワークのように9割方同じ文言の請願書を出すのではなく、本当に今、三重の教育に必要だと考えることを精査し、次年度以降全議員が賛同して可決できる請願書をいただけることを強く願い、反対討論を終わりたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○議長（中嶋年規） 11番 下野幸助議員。

〔11番 下野幸助議員登壇・拍手〕

○11番（下野幸助） 議長のお許しをいただきましたので、請願第2号義務教育費国庫負担制度の充実を求めることについて、請願第3号教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求めることについて、二つの請願におき

まして賛成討論を行います。

まず、義務教育費国庫負担制度の充実についてです。

そもそもこの制度は義務教育が国の将来の発展を支える根幹となるものであることから、全国全ての子どもたちに対して一定の教育水準が維持され、ひとしくその機会が与えられるために、財源を国が責任を持って措置することを趣旨としてつくられた制度です。

御承知のように憲法第26条において、すべて国民は法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有するとされており、その第2項では義務教育はこれを無償とするとされているところです。

また、教育基本法においては第4条で教育の機会均等がうたわれ、第5条では国及び地方公共団体は義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため適切な役割分担及び相互の協力のもとその実施に責任を負うとされています。

ところが請願にあるとおり、それまで国庫負担の対象であった教材費が昭和60年以降一般財源化されたことが一因となり、現在、教育環境整備において都道府県間、市町間に大きな格差が生じております。

三重県内においてもICT教育など市町間の格差が生じていることは、先日の本会議における廣田教育長の答弁でも明らかです。

そのような中、新学習指導要領では新たにプログラミング教育や外国語教育が盛り込まれています。これらの課題に的確に対応していくためには、教育環境のさらなる整備が必要であることは明白であり、三重に生まれ三重で学ぶ子どもたちがどこであっても同じ水準の教育が受けられる機会を得られる環境をつくっていくことは、教育行政のそして大人たちの責務であると考えます。

また、そのことを実現するためには、その根幹を支えるべき国の役割は極めて重要であり、義務教育費国庫負担制度の充実を求めていくことは当然であると考えます。

次に、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求めることにつ

いてです。

平成13年度から17年度に実施された第7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画以降、定数改善計画は策定されていません。学級編制基準については平成23年に小学校1年生における標準が40人から35人に引き下げられて以降、法改正により引き下げは実施されず、国際的な比較においても高い上限値の基準と言えます。

先日、会派の議員が県内のある小学校訪問した際にお伺いしたお話を紹介いたします。

今年は児童数の関係で全学年30人以下学級となったそうです。おかげで学力が向上してきていますということでした。学力定着に課題を抱える子どもが多い学校ですが、途中で諦めず最後まで頑張ろうという気持ちが出てきているし、テストの白紙解答が減り、少しでも解答しようとする姿が見られるようになってきたとのことでした。やっぱり一人ひとりに手が届きやすくなったからだと思いますと、現場からのお話を伺いました。

学級編成基準の引き下げは急務です。また、今後、新学習指導要領の円滑な実施や、小学校専科指導や外国につながる子どもたちの日本語指導に必要な教員の充実をはじめ、いじめや不登校、子どもの貧困対策や頻発する虐待事案への対応などが必要となっており、ますます複雑化、困難化する教育課題にきめ細やかに対応していくためには、請願の指摘を待つまでもなくさらなる教職員定数の改善、教育予算の拡充について国に求めていくことは当然であると考えます。

繰り返しになりますが、三重に学ぶ子どもたちが誰ひとりとして取り残されることなく、毎日を楽しく学び育ち、自己実現を目指していく環境を整えることは私たち大人の責務です。

全ての国民はひとしくその能力に応じた教育を受ける機会を与えなければならず、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位、または門地によって教育上差別されないとする教育基本法の趣旨に応え、生まれた家庭環境や地域に左右されない教育環境を、国、県、市町が一体となって整備していくこ

とが必要であると考えます。

今後、三重県が誰ひとり取り残されないSDG sの視点を重要視していくのであれば、子どもの教育にこそSDG sの考えを取り入れ生かしていくべきだと考えます。

したがいまして、私は県民の代表として、この二つの請願に賛成し国に意見書を提出するものと考えます。

議員各位におかれましては、請願の必要性、重要性を御理解いただき、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。賛成討論を終わります。

(拍手)

○議長(中嶋年規) 21番 山本里香議員。

[21番 山本里香議員登壇・拍手]

○21番(山本里香) 請願第6号2020年度に向けて30人学級とゆきとどいた教育を求めることについての請願に、委員会審査で全会一致で不採択とされたそのことに対して反対して、採択を求めて討論いたします。

30人学級実現とゆきとどいた教育を求める会の皆さんは、長い運動の中で今年度は署名を4247名添えて、請願をされているものです。ここ5年間は4000名から5000名の署名を毎年添えられています。その以前も署名を添え、請願提出のときもありましたが、請願が紹介議員がなくて俎上にのらなかったことが続きました。

昨年、審査の際に、不採択になっても毎年同じものが出てくるのはいかなものかという論議が委員会の中でありました。先ほどの討論の中でもそのような趣旨のことがあったと思います。

要求のある皆さんのぜひともという願いは、打ちひしがれながらも希望を未来につなげていきたいと願ってのことで、その願いを地道に発してみえるという現実であります。

こういった運動が全国で広がって、少人数学級実現や学年拡大へと広がりをつくっています。

少人数学級は保護者、教育関係者、国民の長年にわたる教育要求です。こ

れまでの長い取組の中で、35人学級が2011年3月に自由民主党も含めた全会一致で法律に盛り込まれ、義務教育標準法が改正をされました。流れはそのときにもうつくられています。

小学校1年生を35人学級にすることにし、附則で小学校2年生以降も順次改定を検討実施するとそのとき決めました。その翌年の2012年度予算では小学校2年生を35人学級にするだけの予算もつきました。その後、小学校3年生、4年生、5年生というふうに順次進むはずでした。流れはそこにありました。

ところが安倍政権のもとで、35人学級への移行がとまっています。

現在、文部科学省も35人学級推進の概算要求すら見送るという異常な事態に陥っているんです。

現在、法的には小学校1年生が35人学級です。2年生も35人学級になっていますが、定数法で確定しているわけではありません。中学校では1年生だけが35人学級になっていますが、これもそうです。定数法で確定しているわけではありません。

三重県では、小学校1、2年生の30人学級、中学校1年生での35人学級が早くから取り組まれてまいりました。上級学年への広がりはなく、30人学級をつくるために25人を下回ってはならないという下限条件が創設以来ついたままであります。

30人学級という事業でありながら、今年度は小学1年生で31人以上がある学級は29市町のうち12市町、41%で33校、学級数は51クラス。小学校2年生では29市町のうち17市町の60%で現存し、学校数36校がその対象です。学級数は53クラスです。2003年度以来、25人下限条件の撤廃がなされていないことで、31人以上の学級が残され続けています。

桑名市では27校中6校、鈴鹿市では30校中9校、津市では49校中13校、玉城町では4校中3校、名張市では14校中の6校が固定的になっています。

25人下限条件の矛盾を訴える中で、市町独自で下限撤廃をしているところも出てきています。

今回の請願内容は、みえ30人学級の25人下限条件をなくして、小・中・高の全学年で30人学級を計画的に実施することという遠大なものが1番。2番、少なくとも小学校1年生での25人下限をなくすことと限定をここで一定しております。3番、教育予算を増やし正規教員を大幅に配置することによって、行き届いた教育を進めることとなっております。

本来なら国の定数法として少人数学級化をしていくことを求めるわけですが、それがなくても今のみえ30人学級の充実が何よりも大切だ、それがならないかという請願でございます。

学年進行と全国的にはまれな下限条件の撤廃、全国では高学年への拡大、この4月からは静岡県で下限の撤廃が行われるなど進捗が各所であります。何といても25人で制限するという、その数値の根拠がないわけであります。2011年に小学校1年生の学級編制基準を35人に改善し小2、そして中1とその適用範囲を広げてきました。国の制度によって18人の学級も現存することになりました。もちろんその前から41人になれば20人、21人のクラスがあったわけですから、24人が少な過ぎて教育に支障が出るということではないという国の考え方でもあります。

教育委員会に残された31人以上の学級の対応にどうしていますかと伺うと、みえ30人学級以外の別の加配で対応していますという話もかえってまいります。

それなら下限は問題という認識が十分にあるということです。個別対応ではなくて制度で対応していくこと、15年近く進捗がないことはまことに残念です。

小学1、2年生で92クラスが大規模になっているというこの数値は決して少なくない、解消のために、教員になり手不足の中ですが、92人の教員が必要、1学年1.5億円という試算も出ているようですが、生み出す努力をしていただきたいという請願です。

世界に目を向ければ欧米では1学級30人以下が当たり前です。韓国では35人、アメリカも30人、ドイツは24人を学級編成目標としています。ばらつき

は現在はあると思いますけれども、全体はそういった流れでOECDの平均は初等教育21.6人、中等教育23.7人、40人学級はOECDの中では日本だけであります。だから35人への改善が叫ばれてきたわけです。

まさに少人数学級は世界の流れ、これこそ長い歴史の中で教育界が求め、実証をしてきたエビデンスであります。数値というそのものではありませんが、教育科学の中で実践をし、今まで実証されてきたエビデンスのこの流れであります。

WHOの世界保健機構も、みんなの顔が見える規模が一番子どもたちの教育環境にはよいと発表しています。

今議会では学級生徒数と学力の問題を取り上げて、相關関係の質問がございました。今、7人、8人をこの請願は求めているわけではありません。25人下限の撤廃は15人、20人というところの問題で、この不合理を解消してほしいというものであります。

全国学力・学習状況調査で見える学力は学びのほんの一部であります。学力とは何かという深い論議を教育委員会でされることの上で、この学級の人員数を、また、分析もしていただき、考えていただくことを強く強く望みます。

全国学力・学習状況調査とリンクさせた今の風潮、これは全国的にありますが大変乱暴なものと思っています。2020年に新たな小学校学習指導要領が実施となりますが、これまでの知識詰め込みの学習から、主体的、対話的で深い学びへと求められます。

クラスという単位の中で、お互いが大事にされる学校をつくる、行政が子どもを大事にすることが信頼関係を築き、助けてと声を出せる地域自治体、ひいては国を大事にする大人に成長するものだと確信しています。

少人数授業ではなく、少人数学級の実現は幾つもの自治体で不登校児が減少、よきライバルとなるクラスが存在で向上心が上昇した、個々の活躍の場が2倍になった、成績下位層の生徒が成績上昇をし、基礎的な知識が身についたなどの話が出ております。

2003年から不合理があっても置き去りにされ、進展のないことへの問題提起と請願は願いであります。

趣旨に賛同いただきますことを議員の皆さんにお願いいたしまして、委員会審査結果の不採択には反対、採択すべしの討論とさせていただきます。

終わります。（拍手）

○議長（中嶋年規） 以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（中嶋年規） これより採決に入ります。

採決は4回に分け、起立により行います。

まず、請願第4号子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求めることについて及び請願第5号防災対策の充実を求めることについての2件を一括して採決いたします。

本件をいずれも委員会の決定どおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中嶋年規） 起立全員であります。よって、本件はいずれも委員会の決定どおり採択することに決定いたしました。

次に、請願第2号義務教育費国庫負担制度の充実を求めることについてを採決いたします。

本件を委員会の決定どおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中嶋年規） 起立多数であります。よって、本件は委員会の決定どおり採択することに決定いたしました。

次に、請願第3号教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求めることについてを採決いたします。

本件を委員会の決定どおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中嶋年規） 起立多数であります。よって、本件は委員会の決定どおり採択することに決定いたしました。

次に、請願第6号2020年度に向けて30人学級とゆきとどいた教育を求めることについてを採決いたします。

本件を委員会の決定どおり不採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中嶋年規） 起立多数であります。よって本件は委員会の決定どおり不採択とすることに決定いたしました。

なお、採択されました請願のうち処理経過及び結果の報告を求めることにつきましては、お手元に配付いたしましたので御了承願います。

採択された請願で処理経過及び結果の報告を求めるもの
教育警察常任委員会関係

請願第4号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求めることについて

意見書案審議

○議長（中嶋年規） 日程第4、意見書案第2号義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書案、意見書案第3号子どもたちの豊かな学びを保障するための教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を求める意見書案、意見書案第4号子どもの貧困対策の推進と就学及び修学支援に関する制度の拡充を求める意見書案、意見書案第5号学校における防災対策の充実を求める意見書案、意見書案第6号地方財政の充実及び強化を求める意見書案、意見書案第7号国土強靱化対策の強化を求める意見書案及び意見書案第8号豚コレラ対策の更なる強化を求める意見書案を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本件は議事進行上、いずれも趣旨説明並びに質疑を省略するとともに、意見書案第6号から意見書案第8号までは委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（中嶋年規） 御異議なしと認め、本件はいずれも趣旨説明並びに質疑を省略するとともに、意見書案第6号から意見書案第8号までは委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採 決

- 議長（中嶋年規） これより採決に入ります。

採決は3回に分け、起立により行います。

まず、意見書案第4号から意見書案第8号までの5件を、一括して採決いたします。

本案をいずれも原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（中嶋年規） 起立全員であります。よって本案はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（中嶋年規） 起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（中嶋年規） 起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

常 任 委 員 長 報 告

- 議長（中嶋年規） 日程第5、常任委員会の調査事項に関する報告の件を議題といたします。

本件に関し、戦略企画雇用経済常任委員会の委員長から、調査の経過等について報告いたしたい旨の申し出がありますので、これを許します。東 豊戦略企画雇用経済常任委員長。

〔東 豊戦略企画雇用経済常任委員長登壇〕

○戦略企画雇用経済常任委員長（東 豊） 議長のお許しをいただきましたので、本委員会において、特に議論のありました事項について、御報告申し上げます。

三重県教育施策大綱中間案についてであります。

三重県教育施策大綱は、三重の教育の基本的な方針や教育施策の主な内容について示されるもので、令和2年度から4年間の県政運営において極めて重要な計画の一つとなることから、今回示された中間案の調査に当たっては三重県教育ビジョンを所管する教育警察常任委員会と連合審査会を開催し、調査を行いました。

連合審査会においては、三重の教育における基本方針や教育施策等の記述に対して、追記や表現の工夫などを求める意見がありました。

また、教育への県民力の結集に向けてにおける県と市町との役割分担の記述に対しては、市町の支援に向けて県の積極的な姿勢がわかる内容に見直されたいとの意見もありました。

県当局におかれましては、こうした連合審査会で出された様々な意見を真摯に受けとめていただき、三重県教育施策大綱の策定に向けて、適切に検討を進められるよう要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中嶋年規） 以上で常任委員長の報告を終わります。

議 案 審 議

○議長（中嶋年規） 日程第6、議案第42号を議題といたします。

提 案 説 明

○議長（中嶋年規） 提出者の説明を求めます。鈴木英敬知事。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） ただいま上程されました議案第42号について御説明いたします。

この議案は人事関係議案であり、土地利用審査会委員の選任について議会の同意を得ようとするものです。

以上、簡単ではございますが、提案の説明といたします。

何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中嶋年規） 以上で提出者の説明を終わります。

お諮りいたします。本件は人事案件につき、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中嶋年規） 御異議なしと認め、本件は質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採 決

○議長（中嶋年規） これより採決に入ります。

議案第42号を起立により採決いたします。

本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中嶋年規） 起立全員であります。よって本案は同意することに決定いたしました。

議 案 の 上 程

○議長（中嶋年規） 日程第7、認定第5号から認定第17号までを一括して議題といたします。

提 案 説 明

○議長（中嶋年規） 提出者の説明を求めます。鈴木英敬知事。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） それでは、ただいま上程されました議案につきまして、その概要を説明いたします。

認定第5号から第17号までは、平成30年度一般会計及び特別会計に係る歳入歳出決算についてそれぞれ認定をお願いするものです。

一般会計につきましては、歳入決算額は7324億3752万円余、歳出決算額は7156億5661万円余で、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源である104億2966万円余を差し引いた実質収支としまして、63億5124万円余の剰余が生じました。

このうち、2分の1に相当する31億8000万円を地方自治法第233条の2の規定に基づき財政調整基金に積み立て、残余の31億7124万円余を翌年度へ繰り越すこととしました。

また、県債管理特別会計など12の特別会計につきましては、歳入決算額は3619億7794万円余、歳出決算額は3566億4794万円余で、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源である2億5258万円を差し引いた実質収支としまして、50億7742万円余の剰余が生じたので、翌年度に繰り越すこととしました。

次に、報告事項について説明いたします。

報告第60号は、私債権の放棄について条例に基づき報告するものです。

報告第61号及び第62号は、関係法律に基づき健全化判断比率及び特別会計の資金不足比率について、それぞれ報告するものです。

なお、平成30年度決算及び健全化判断比率等につきましては、監査委員の審査を経ておりますことを申し添えます。

以上をもちまして提案の説明を終わります。

何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中嶋年規） 以上で提出者の説明を終わります。

議 案 付 託

○議長（中嶋年規） お諮りいたします。ただいま議題となっております認定第5号から認定第17号までは議事進行上、質疑を省略し、お手元に配付の議案付託表のとおり、直ちに予算決算常任委員会に付託いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中嶋年規） 御異議なしと認めます。よって、本件は質疑を省略し、直ちに予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 付 託 表

予算決算常任委員会

認定番号	件 名
5	平成30年度三重県一般会計歳入歳出決算
6	平成30年度三重県県債管理特別会計歳入歳出決算
7	平成30年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計歳入歳出決算
8	平成30年度三重県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
9	平成30年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
10	平成30年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計歳入歳出決算
11	平成30年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計歳入歳出決算
12	平成30年度三重県地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算
13	平成30年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出決算

14	平成30年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
15	平成30年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計歳入歳出決算
16	平成30年度三重県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算
17	平成30年度三重県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算

○議長（中嶋年規） これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（中嶋年規） お諮りいたします。明19日から11月24日までは休会とい
たしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中嶋年規） 御異議なしと認め、明19日から11月24日までは休会とす
ることに決定いたしました。

11月25日は定刻より本会議を開きます。

散 会

○議長（中嶋年規） 本日はこれをもって散会いたします。

午前11時16分散会